

平成 30 年 11 月 14 日税第 901 号
改正令和 3 年 11 月 29 日税第 981 号

埼玉県継続検査用確認システム利用規約

1 目的

この規約は、埼玉県継続検査用確認システム（以下「本システム」という。）を利用するために必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

本システムを利用するためには、この規約に同意することが必要です。この規約に同意した上で、本システムを利用してください。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムを利用することができません。

3 本システムの利用内容

埼玉県（以下「県」という。）が課税した自動車税（種別割）について、継続検査又は構造等変更検査時に自動車税（種別割）納税証明書の提示を省略することができるか否かについて確認することができます。

4 本システムの利用条件

- (1) 本システムの利用ができる者は、道路運送車両法（以下「法」という。）第 78 条の規定に基づき、国土交通省地方運輸局長の認証を受けた者（以下「自動車特定整備事業者」という。）のうち、県が利用者 ID 及びパスワードの付与が必要であると認めた者としてします。
- (2) 利用者は、継続検査又は構造等変更検査を請け負っている自動車に限り、本システムを利用することができます。

5 利用者 ID 及びパスワードの付与及び廃止

- (1) 県は、県が必要と認める自動車特定整備事業者に利用者 ID 及びパスワードを付与します。
- (2) 県は、(1) で利用者 ID 及びパスワードを付与した者以外の自動車特定整備事業者が本システムの利用を希望した場合には、利用者 ID 及びパスワード付与に必要な事項を確認の上（様式 1）、利用者 ID 及びパスワードを付与します。

- (3) 自動車特定整備事業を廃止した場合又は本システムを利用しなくなった場合には、様式2「埼玉県継続検査用確認システム利用廃止届」を埼玉県自動車税事務所（各支所を含む。）に提出してください。
- (4) パスワードが分からなくなった場合には、様式3「埼玉県継続検査用確認システムパスワード初期化依頼書」を埼玉県自動車税事務所（各支所を含む。）に提出してください。

6 利用者ID及びパスワードの管理

利用者は、次の事項を御確認ください。

- (1) 利用者は、利用者ID及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与し、若しくは第三者と共用することはできません。
- (2) 利用者ID及びパスワードは、他者に知られないように厳格に管理してください。
- (3) 他者からの利用者ID及びパスワードの照会には応じないでください。
- (4) 安全性をより高めるため、パスワードは、定期的に変更してください。
- (5) パスワードを紛失したとき又は盗難に遭ったときは、速やかにパスワードを変更してください。
- (6) 利用者ID及びパスワードが不正使用されたことが分かったときは、速やかに県に連絡し、その指示に従ってください。
- (7) 県は、利用者ID及びパスワードを使用して行われた手続については、利用者本人がこれを行ったものとみなします。
- (8) 利用者IDの利用が1年間行われなない場合は、県の職権において利用者IDを廃止することができるものとします。
- (9) 利用者が法第81条第2項の規定により自動車特定整備事業を廃止した場合及び法第93条の規定により国土交通省地方運輸局長が認証を取り消した場合は、県が職権において利用者IDを廃止することができるものとします。

7 利用者の責務

利用者は、本システムが障害その他の理由により利用できなくなった場合には、他の方法による確認を行うこととし、このことを承知した上で本システムを御利用ください。

8 利用時間

本システムは、原則として24時間利用することができます。ただし、定期点検や緊急の保守・点検を行う場合は、本システムの一部又は全部を停止する

ことがあります。本システムの運用停止を行う場合は、本システムのポータルサイトで事前にお知らせしますが、障害等で緊急を要する場合は、予告なしで停止することがあります。

9 禁止事項

本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 利用条件を満たさない自動車について、本システムを利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害、破壊すること。
- (4) 他の利用者の利用者ID又はパスワードを不正に使用すること。
- (5) 他者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

10 禁止行為に対する防御措置

県は、上記9に掲げる行為のいずれかに該当することが明らかな場合又は該当する行為があるとするに足りる相当な理由がある場合は、当該行為を行った利用者の登録を抹消し、又は本システムを停止する等必要な措置を行うことができるものとします。

11 免責事項

- (1) 県は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負いません。
- (2) 県は、利用者ID及びパスワードが他者に使用されたことによって発生した損害及び第三者に与えた損害に対して一切の責任を負いません。
- (3) 県は、その裁量において、本システムの改修、運用停止又は中断等を利用者への予告なく行うことができることとします。また、これにより生じたいかなる損害に対して、一切の責任を負いません。
- (4) 県は、利用者が使用するパソコンの障害、不具合、通信回線上の障害その他県の責めに帰さない理由による本システムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

12 著作権

本システムに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。本シ

システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん又は販売等の行為を禁じます。

13 個人情報の保護

利用者の個人情報については、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 21 日条例第 65 号）に基づき、その保護を行うこととします。

14 準拠法及び管轄

この利用規約は日本の国内法に準拠するものとします。また、本システムの利用又はこの規約に関して県と利用者の間に生ずる全ての紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

15 利用規約の変更

県は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとします。この規約の変更後に利用者が本システムを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附則

この規約は、平成 30 年 12 月 1 日から施行します。

附則

この規約は、令和 3 年 12 月 20 日から施行します。

様式1

「埼玉県継続検査用確認システム」の利用者ID及び初期パスワード発行のため、御記入をお願いします。

_____年 _____月 _____日

〒 _____

住所又は所在地

フリガナ

法人名又は屋号

代表者の職名・氏名

【連絡担当者】

所属名・職名

フリガナ

氏名

電話番号

メールアドレス

※ 利用者ID及び初期パスワードは、後日、送付します。

様式2

埼玉県継続検査用確認システム利用廃止届

_____年 _____月 _____日

(宛先)
埼玉県自動車税事務所長

〒 _____

住所又は所在地

フリガナ

法人名又は屋号

代表者の職名・氏名

【連絡担当者】

所属名・職名

フリガナ

氏名

電話番号

メールアドレス

以下の利用者IDについて利用廃止を申請します。

利用者ID	本・支店名

※ 本・支店ごとに複数の利用者IDを取得している場合は、本・支店名を記載してください。

